

1.感染防止宣言ステッカーの廃止について

No.	質問	回答
1	なぜ廃止になったのですか。	令和5年5月8日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止されたことに伴い、本方針に基づく業種別ガイドラインも廃止となったためです。
2	いらっしやいキャンペーンへの参加を検討しており、感染防止宣言ステッカーの取得が要件となっていますが、今後どうなるのですか。	要件については、いらっしやいキャンペーンのホームページ【 https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/jigyousya/ 】をご覧ください。
3	申請情報の変更や辞退をしたい場合、手続きは必要ですか。	令和5年5月8日にステッカー制度を廃止しましたので不要です。
4	感染防止宣言ステッカーの再発行はいつまでできますか。	再発行は令和5年5月7日で終了しています。
5	感染防止宣言ステッカー廃止に伴い、何かやるべき手続きはありますか。	感染防止宣言ステッカー廃止に伴う手続き等は特にありませんが、速やかにステッカーを取り外していただくようお願いします。
6	感染防止宣言ステッカーの制度廃止後もステッカーを掲示し続けることは可能ですか。	府民の皆様の誤解を招く可能性もあるため、ステッカーは取り外していただきますようお願いいたします。
7	外したステッカーを保存する必要はありますか。	破棄していただいて結構です。
8	HPやSNSにステッカーの画像を掲載しているのですが、掲載し続けることは可能ですか。	府民の皆様の誤解を招く可能性もあるため、ステッカーの掲載は終了していただきますようお願いいたします。
9	今後、感染が再拡大した際等に今回のステッカーを再度活用することはありますか。	制度が廃止となったため、今回のステッカーを再度活用することはありません。
10	今後は何を参考に感染対策をすればいいのですか。	令和5年5月8日に業種別ガイドラインも廃止されましたので、自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなります。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後の事業者の自主的な取り組みへの支援として、下記内閣官房ホームページにおいて、感染対策を含めた各種情報を掲載していますので、必要に応じてご参照ください。 https://corona.go.jp/guideline/